The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	イタリアにおける「司法協力者」制度の生成過程
Author(s)	松田, 岳士
Citation	阪大法学. 2016, 66(3-4), p. 83-107
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79178
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

イタリアにおける「司法協力者」制度の生成過程

松田岳士

一　はじめに

(1)　イタリアにおいては、とりわけ組織犯罪対策の一環として、警察・司法当局に協力する「司法協力者」に対して、その見返りとして、科刑上・行刑上の恩典を付与したり、組織等による報復等からの保護のための措置やプログラムを実施する、いわゆる「司法協力者」制度――一般には、「改悛者制度（pentitismo）」とも呼ばれる――が採用されている。

現行「司法協力者」制度は、「恐喝目的監禁罪、司法証人の保護並びに司法協力者の保護及び制裁的取扱に関する新規定」と題された二〇〇一年二月一三日法律第四五号による改正を経た後の一九九一年一月一五日暫定措置令第八号（改正とともに一九九一年三月一五日法律第八二号に転換）の第二章以下に含まれる諸規定[1]に基づいて運用されているが（以下、同法令を「司法協力者等保護法」と呼ぶことがある）、同制度が現在のような形に落ち着くまでには、紆余曲折があった[2]。

すなわち、立法者は、一九七〇年代後半以降、当初は、テロリズム犯罪、次いで、マフィア型の組織犯罪に代表

されるような社会の耳目を集める重大な組織犯罪が相次いで発生した際に、社会不安を抑えるため、緊急措置的あるいは応急措置的に、司法に協力する者に対して恩典を与え、あるいは、これを保護するための諸制度を導入してきた。

これに対して、当初、刑事法学説のなかには、このような緊急的な立法措置は、刑事法の基本原則との整合性に欠けるとして批判的な立場をとるものが多かった。また、世論においても、同制度は、重大な犯罪に関与した者に恩典や保護を付与するものであること、また、とりわけマフィア型犯罪組織に属していた「司法協力者」に対しては、利己的な動機から、あるいは、捜査や裁判の撹乱のために「改悛」の態度をみせているだけなのではないかとの疑いをもたれたことから、その内容や運用のあり方は、常に議論の的とされてきた。[3] にもかかわらず、「司法協力者」制度が、多くの修正を経ながらもイタリアの刑事司法において現在まで存続し、定着してきたのは、同制度が、テロリズム犯罪やマフィア型組織犯罪の摘発において一定の成果をあげてきたからである。

(2) ところで、司法に対する協力は、犯罪行為自体を中断する、または、犯罪により生じた損害またはその危険の発生を阻止、中断もしくは緩和する「実体的協力（collaborazione sostanziale）」と、捜査機関、訴追機関、裁判機関による犯罪事実の認定または犯人の特定に協力する「手続的協力（collaborazione processuale）」に分類されうる。

他方、司法協力に対する見返りとして、現行法は、「科刑上の恩典（刑法上の恩典）（benefici sostanziali）」、「行刑上の恩典（benefici penitenziali）」、「保護措置（misure di protezione）」を用意している。「科刑上の恩典」とは、刑法上、犯罪行為後の司法に対する協力的行為を、「刑の減軽事由（circostanze attenuanti）」または「不可罰事由（cause di non punibilità）」として認めることをいう。これに対して、「行刑上の恩典」とは、有罪判決を言い渡

され、とりわけ自由刑を科された受刑者が、司法に協力した場合に、同人に、「仮釈放」、「恩典的休暇」、「拘禁代替処分」、「外部作業」等の刑事施設外の処遇を認めることをいう。他方、「保護措置」とは、司法に協力した者を、組織等による報復等から保護するための措置をいい、そのなかには、対象者の住居移転や移転先での生活定着のための支援、あるいは、身分の変更等も含まれうる。(4)

(3) 本稿においては、以上のような分析概念を用いながら、イタリアにおいて、二〇〇一年法律第四五号によって現行「司法協力者」制度の基本枠組が成立するに至るまでの経緯および議論について紹介することにしたい。

二 一九九〇年以前の動向——テロリズム対策と「改悛者」制度

(1) イタリア現行刑法(5)は、その施行当初から、「実体的協力」を行った犯人に対し、刑の減免を認める定めを置いてきた。たとえば、イタリア刑法五六条四項は、「犯人が自己の意思により（volontariamente）結果の発生を妨げた場合には、その三分の一以上二分の一を減軽した刑に処する」と定め、また、同法三七六条は、偽証罪等について、「犯人が、その義務を履行しまたは供述を行う刑事手続において、公判終結前に、虚偽供述を撤回し、真実を表明する場合には、これを罰しない」と定めてきたのである。

これらの規定は、犯罪によって生じる損害を可能な限り回避または緩和するという意味で、反侵害原理（法益保護原理）（principio di contro-offensività）や、罪刑均衡原理（principio di proporzione tra la sanzione comminata e la gravità del fatto commesso）といった、刑事責任に関する諸原理や刑罰の目的とも整合するものと考えられてきた。また、自己の意思により行われた「実体的協力行為」は、犯人の危険性の低さを示す事情として、特別予防の観点からも刑の減免を正当化する事情となるものと考えられた。(6)

(2) ところが、一九八〇年前後からは、当時激化してきた過激派組織によるテロリズム犯罪に対する緊急措置として、必ずしも被害の予防または回復を伴わない協力行為に対する見返りとして、あるいは、「手続的協力」を奨励する手段としても、科刑上の恩典を与えることを内容とする立法がなされるようになる。(7)

たとえば、一九七九年一二月一五日暫定措置令第六二五号（改正とともに、一九八〇年二月六日法律第一五号に転換）四条は、テロリズムまたは民主的秩序の転覆を目的として行われた犯罪について、組織から離脱し、犯罪活動によるさらなる被害発生の回避に尽力した者だけでなく、警察機関や司法機関による共犯者の特定または検挙のために決定的な意味をもつ証拠の収集に具体的に協力する者に対しても、刑を減軽する――具体的には、無期懲役は一二年以上二〇年以下の懲役に、他の刑はその三分の一以上二分の一以下を減軽する――旨定めている。

一九八〇年には、当時、極左テロ組織により繰り返されていた誘拐事件(8)を念頭に置いて、同年一二月三〇日法律第八九四号による刑法六三〇条の改正により、「恐喝目的監禁（sequestro di persona a scopo di estorsione）」罪についても、司法に協力する者に対する同様の刑の減軽事由が定められた。すなわち、刑法六三〇条四項は、同罪について、「共犯者から離脱し、被害者が自由を回復するよう尽力した者」に対しては、被害者が身代金の支払い等の結果として解放された場合を除き、同法六〇五条が単純監禁罪について定めるより軽い刑に処するものとしたのである。(9)

テロリズム・憲法体制転覆目的犯罪に関する組織離脱者や司法協力者に対する恩典付与に関しては、その後、「憲法的体制の防衛のための措置」に関する一九八二年五月二九日法律第三〇四号により、組織からの離脱や司法への協力を理由とする刑の減免だけでなく、未決拘禁の免除、一時的釈放（libertà provvisoria）、刑の条件付執行停止（sospenzione condizionale della pena）、仮釈放（liberazione condizionale）等が認められるに至っている。

すなわち、同法律は、司法協力等に対する見返りとして付与される恩典の種類を増やし、その対象者を、有罪判決が確定する前の被疑者・被告人だけでなく、確定後の受刑者にまで拡大したのである。(10)

このように「手続的協力」に対する見返りとして制裁の軽減を認めるという方策は、テロリズム犯罪対策として一定の効果を発揮したことから、(11)その後、薬物犯罪の摘発にも有効であると考えられるようになる。すなわち、一九九〇年一〇月九日共和国大統領令第三〇九号は、その七三条七項および七四条七項において、禁止薬物製造・取引・保持罪や禁止薬物取引等目的結社罪の犯人で、「警察機関または司法機関による犯罪実行に重要な手段の除去を具体的に支援すること等により、その犯罪活動により更なる結果が生じるのを回避することに尽力した者」、そして、禁止薬物違法取引目的結社罪等の犯人で、「犯罪の証拠を確保し、または犯罪実行のために決定的な手段を組織から奪うため実際に尽力した者」に対して刑の三分の一以上二分の一以下を減軽する旨定めたのである。

(3) ところで、テロリズム犯罪や薬物犯罪の摘発において、「司法協力者」に科刑上の恩典を付与する制度が効果を発揮するのは、主としてそれが組織的に行われる場合であるが、そうであるとすれば、同様の方策は、マフィア型組織犯罪の摘発にも有効であるはずである。実際、同類型の組織犯罪についても、一九七〇年代から、主にパレルモの司法官から、司法協力者に対して科刑上の恩典を付与する制度の導入の提案がなされていた。

しかし、当時、マフィア型組織犯罪に属していた「司法協力者」に科刑上の恩典を付与することについては、世論も慎重であった。なぜなら、当時は、「トルトラ事件」(12)に代表されるような、マフィア型犯罪組織の構成員の供述に基づく冤罪が発生しており、また、マフィア犯罪に関する多人数の被告人を裁く「大規模裁判（maxiprocesso）」について様々な問題が指摘されてもいたからである。しかも、この点については、テロリズム犯罪に対する緊急立法に批判的な刑事法学説のなかにも反対論が強かった。

さらに、マフィア型犯罪組織の改悛者は、一般に、テロリズム犯罪組織の改悛者とは異なり、思想的に「転向」するのではなく、利己的な動機から「改悛」の態度をみせるものとして、信用することができないと考えられていた。また、「手続的協力」に対する科刑上の恩典付与としては、協力者の供述の証拠としての価値に応じた刑の減軽が想定されていたところ、通常、重要な情報をもっているのは、犯罪組織の上位者であることから、このような制度は、罪刑均衡原則に反するだけでなく、下位者を犠牲にして上位者を利することにつながるのではないかとの疑念もあった。くわえて、犯罪者の危険性の低下と結び付けることなく、犯罪組織内部に混乱を発生させることを狙って刑の減軽を認めることは、特別予防の観点からは説明できず、また、犯人が刑の減軽の可能性を予め認識することになるため、刑罰の一般予防的効果を失わせるのではないかとの疑念も提示されていた。(13)

(4) 他方で、当時においても、組織犯罪、とりわけマフィア型犯罪組織の構成員から司法への協力を得るためには、同人およびその親族等の保護が必要となる旨の指摘はあった。マフィア型犯罪組織に属する者による司法への協力は、組織に対する裏切りを意味し、本人ないしその親族等が組織からその命を狙われる危険にさらすことになるからである。

そこで、一九八六年には、各自治体の知事および検事総長に対し、司法に協力した者およびその近親者の保護に関する内務省と司法省の共同省令が発せられた。同省令は、組織犯罪の司法協力者に最低限の保護を保証する旨命ずるものであったが、ここにおける保護措置の運用は、「司法に協力する証人および被告人により供述がなされた後に行う調査」を担当する司法官の発意、あるいは、各自治体の知事、警察署長あるいは公安担当委員の判断に委ねられていた。(14)

しかし、一九八八年には、さらに、「マフィア型犯罪に対する闘争の調整に関する諸規定」と題された同年一一

月一五日法律第四八六号により、一九八二年九月六日暫定措置令第六二九号（改正とともに、一九八二年一〇月一二日法律第七二六号に転換）に一条の三第三項が新設され、「対マフィア型犯罪闘争調整高等弁務官（Alto Commissario per il coordinamento della lotta contro la delinquenza di tipo mafioso）」[15]に、司法機関の勧告または職権により、警察・公安長官の了解を得て、「マフィアとの闘争において協力を行い、またはマフィア型犯罪組織・活動に関する事実について警察捜査もしくは刑事手続の場で供述を行ったため、重大な危険にさらされている者」および「その近親者」の安全を、担当官を通じて、「行政文書における秘密を確保しつつ保証するためのあらゆる措置」を講ずる権限が認められた[16]。もっとも、同法律は、保護措置の具体的内容を定めておらず、また、当時は司法協力者の取扱いに関する規定が他に存在しなかったこともあり、実効性を欠くものであったとされる[17]。

(5) このように、一九八〇年代のイタリアにおいては、当初はテロリズム犯罪対策として、次いで、薬物犯罪やマフィア型組織犯罪を念頭において、司法に協力する者に対する科刑上・行刑上の恩典付与や犯罪組織による報復等からの保護に関する応急措置的ないし実験的な立法や措置がとられてきたが、当時の世論および刑事法学説においては、とりわけマフィア型組織犯罪に対して「司法協力者」を活用することに対する懐疑も依然として強く、これらの諸制度を体系的に構築する試みがなされるには至っていなかった[18]。

三　一九九〇年代における展開——マフィア型組織犯罪対策と「改悛者」制度

(1) 一九九〇年代に入ると、司法とマフィア型犯罪組織の間の闘争の激化およびこれに対応するために進められてきた反マフィア法制の整備を受けて、マフィア型組織犯罪に対して「司法協力者」制度を活用することについての世論の懐疑も、徐々に乗り越えられていくことになる[19]。

すなわち、一九九一年には、マフィアによるロザリオ・リヴァティーノ（Rosario Livatino）判事の暗殺[20]を契機として、シチリアの司法官から改めてマフィア対策のための効果的な制度の導入が要請されたこともあり、「司法協力者」の「憲章（statuto）」とも呼ばれ、その組織による報復からの保護のための制度を創設する一九九一年一月一五日暫定措置令第八号（改正とともに、同年三月一五日法律第八二号に転換）が成立した[21]。また、その約二ヶ月後には、ジョヴァンニ・ファルコーネ（Giovanni Falcone）判事[22]の尽力により、マフィア型組織からの離脱者や司法協力者に刑の減軽を定める規定を含む一九九一年五月一三日暫定措置令第一五二号（改正とともに、一九九一年七月一二日法律第二〇三号に転換）が成立した。

さらに、翌一九九二年には、ファルコーネ判事およびその同僚のパオロ・ボルセリーノ（Paolo Borsellino）判事がマフィアにより相次いで爆殺された事件[23]をきっかけとして、「刑事訴訟法の緊急改正およびマフィア的犯罪に対する措置」に関する一九九二年六月八日暫定措置令第三〇六号（改正とともに、同年八月七日法律第三五六号に転換）が成立し、一九九一年暫定措置令第八号の司法協力者保護・支援に関する規定だけでなく、「行刑制度および自由剝奪・制限処分に関する諸規定」を定める一九七五年七月二六日法律第三五四号（以下、「行刑法」という）や刑事訴訟法の関連規定にも改正が加えられることになった[24]。

これらの法令は、イタリアにおけるその後の「司法協力」制度の基礎となるものであるが、その内容は、主としてテロリズム犯罪およびマフィア型組織犯罪を念頭において、組織を離脱し、司法に協力する者に対する、①科刑上の恩典付与、②行刑上の恩典付与、③保護・支援処分の三制度を再整備するものであった[25]。

(2) このうち、①科刑上の恩典付与について定めるのは、一九九一年暫定措置令第一五二号八条である。同規定は、刑法四一六条の二が定めるマフィア型結社罪、マフィア型犯罪組織を利用して犯された罪、マフィア型犯罪組

織の活動を幇助する罪（以下、「マフィア型組織関連犯罪」として総称する）について、被告人が、組織から離脱し、かつ、犯罪に関する事実の解明、犯人の特定・身柄拘束にとって重要な資料の収集のために警察機関または司法機関に具体的な協力を行うこと等により、犯罪活動からさらなる結果が生じるのを回避するよう尽力する場合には、無期懲役は一二年以上二〇年以下の懲役に、その他の刑はその三分の一以上二分の一以下を減軽するというものである。

同規定は、同時に、司法協力者による虚偽ないし隠蔽供述を防止するための方策も用意した。すなわち、同条二項ないし六項の規定は、虚偽・隠蔽供述の結果として刑の減軽が行われた場合には、控訴院付検察庁検事長により――利益再審のみを認める刑事訴訟法の原則に対する例外として――不利益再審（revisione *in peius*）が請求される旨、また、虚偽・隠蔽供述が虚偽告訴罪に該当する場合には、その刑を三分の一加重する旨定めている。[26]

(3) 一九九一年暫定措置令第一五二号は、行刑法にも改正を加え、受刑者たる司法協力者に対する②行刑上の恩典付与[27]に関する規定を新設した。[28]

具体的には、行刑法の関連規定を改正し、テロリズム目的犯罪、マフィア型組織関連犯罪、禁止薬物取引目的結社罪、恐喝目的監禁罪等による受刑者については、「外部作業（lavoro esterno）」[29]、「恩典的休暇（permessi premio）」[30]、「拘禁代替処分（misure alternative alla detenzione）」[31]を認めるために経過が要求される最低限の刑期を、その他の通常犯罪の受刑者よりも長く設定し（行刑法二一条一項、三〇条の三第四項、五〇条二項）、同人について組織犯罪等とのつながりの存続を排除するような証拠があることを条件として、これらの刑事施設外の処遇を認めうるものとした（行刑法四条の二第一項）。その上で、上記類型の犯罪の受刑者であっても、有罪判決の言渡の前後を問わず、「犯罪活動から更なる結果が生ずるのを回避するために尽力した」場合または「事実の再構成およ

び犯罪行為者の特定・拘束のために決定的な証拠の収集において、警察機関または司法機関に具体的に協力した場合には[32]、通常犯罪の受刑者の場合と同様の要件の下で、これらの施設外処遇が認められるものとした（五八条の三第一項）。

もっとも、これは、（司法協力に対する見返りというよりも、）組織犯罪の受刑者に対しては、組織からの離脱を確認するために、通常犯罪の場合と比べてより長い期間の刑期の経過後でなければ、外部作業、恩典的休暇、拘禁代替処分は認められない一方で、司法協力を行う場合には、そのこと自体が組織からの離脱を推認させる事情となるため、通常犯罪と同じ条件の下でこれらの処遇が認められうるとの考え方によるものと説明される[33]。

また、「仮釈放（liberazione condizionale）」についても、一九九一年暫定措置令第一五二号により、同様の制度が設けられた。すなわち、刑法一七六条は、刑の執行中にその改心が確実であると思料させるような態度を維持した有期懲役刑の受刑者には、残りの刑期が五年以下となり、かつ、三〇月または刑期の半分のうちの長い方が経過しなければ、仮釈放は認められない旨定めるが、一九九一年暫定措置令第一五二号二条は、行刑法四条の二第一項に列挙された組織犯罪については、仮釈放を認めるために経過を要する期間を刑期の三分の二に延長する一方で（二項）、司法に協力する者に対しては、この延長は妥当しないものとしたのである（三項）[34]。

(4)　しかしながら、当時、司法にマフィア型犯罪組織ないしその犯罪に関する情報を提供した者およびその近親者等が犯罪組織によって殺害され、または重い傷害を負わされる例も数多く見られたのであり、同類型の犯罪に関して司法に対する協力を得るためには、科刑上・行刑上の恩典の付与のみでは足りず、司法協力者の安全を保証するための制度を整備する必要があることも指摘されていた[35]。そこで、一九九一年暫定措置令第八号により、③司法協力者を組織による報復等から保護するための制度が整備されることとなった[36]。

すなわち、同暫定措置令は、「恐喝目的監禁罪および司法に協力する者の保護に関する諸規定」を定めるものであるが、その第二章（Capo II）に、「司法に協力する者の保護に関する諸規定」が置かれたのである。[37] その概要は、次のとおりである（以下、括弧内の条項数は、同法令のものである）。

まず、司法協力者の保護は、「特別保護プログラム（speciale programma di protezione）」に基づいて行われる。同プログラムの標準的内容は、他の自治体または保護された場所への住居の移転（trasferimento della dimora）または刑事施設以外の場所での拘禁[38]と、新たな身分証明書（documento di copertura）の使用である（一三条）。もっとも、これらの措置では十分ではない場合には、姓名、生年月日・場所、健康・税に関する情報、その他その人の同一性に関する情報を変更する「身分の変更（cambiamento della generalità）」も認められる（一五条）。すなわち、保護プログラムは、対象者を犯罪組織から可能な限り匿うことで、その安全を保証することに主眼をおいており、住居の移転が行われる場合には、新たな地での定着のための「支援」を伴うこともある。

この保護・支援措置の適用対象となりうるのは、刑事訴訟法三八〇条により現行犯逮捕を必要的とされる罪[39]について、「その協力または予備捜査もしくは裁判の過程で行われる供述の結果、重大かつ現在の危険にさらされる者」およびその近親者ないし同居者である（九条）。

特別保護プログラムは、他の法令に基づき、対マフィア型犯罪闘争調整高等弁務官、公安当局（autorità di pubblica sicurezza）、司法省矯正局（Ministero di grazia e giustizia – Dipartimento dell'Amministrazione penitenziaria）がとることのできる措置だけでは、司法協力者等の安全を保証するために十分でないと思料され、かつ、司法協力者等が、予備捜査もしくは裁判の展開のために決定的な資料を提供した場合または提供することができる場合に策定され、必要な場合には、支援措置も含まれうる（一〇条一項）。[40]

特別保護プログラムの採否は、（司法大臣との合意に基づき、関係大臣の意見を聴いた上で内務大臣により設置される）「中央委員会（Commissione centrale）」が決定する（一〇条二項）。中央委員会は、議長を務める内務省次官のほか、一名の司法官と専門家である五名の職員・公務員により構成される。プログラム適用の申立は、管轄共和国検事正の意見を受けて、対マフィア型犯罪闘争調整高等弁務官または知事が、対象者が司法に協力する選択をしたためにさらされる（おそれのある）危険の重大性および現在性に関する情報および資料を添えて、また、既にとられた保護措置およびそれでは十分ではないと思料する理由を示して行う（一一条二項）。申立を受けた中央委員会は、管轄共和国検事正の意見を聴いた上で審議し、プログラムの採否および内容・期間を決定する。もっとも、緊急の場合には、警察・公安長官は、必要な措置をとることができる（一一条一項）。

特別保護プログラムの適用対象者は、自己の婚姻・家族・財産の状態、法律、裁判又は法律行為から生ずる義務、係属中の刑事・民事・行政手続、学歴および職歴、免許、認可、許可その他自己が有する資格を書面により申告しなければならないほか、ⓐ安全規則を遵守し、プログラム実施に積極的に協力し、ⓑ供述およびプログラムで採用された活動および行為を行い、ⓒ法律が定める義務および契約に基づく債務を履行しなければならない（一二条）。保護プログラムに署名することにより、司法協力者等はこれらの義務を負い、国家は（内務大臣により、公安担当庁に設置される）中央保護局（servizio centrale di protezione）またはマフィア型組織犯罪に関する協力の場合には対マフィア闘争調整高等弁務官直轄の部局を介して（一四条）、定められたすべての保護ないし支援措置をとる義務を負う。[41]

(5)　このようにして、一九九一年暫定措置令第八号および第一五二号によって整備された司法協力者に対する科刑上・行刑上の恩典付与および保護・支援に関する諸制度は、「新刑事訴訟法の緊急改正およびマフィア犯罪に対

する措置」と題された一九九二年暫定措置令第三〇六号（改正とともに一九九二年法律第三五六号に転換）により補完されることになる。

すなわち、一九九二年暫定措置令第三〇六号は、まず、一九九一年暫定措置令第一五二号七条を改正し、マフィア型犯罪組織を利用して犯された罪、マフィア型犯罪組織幇助罪については、その三分の一以上二分の一以下を加重した刑に処するものとした。

また、同法令は、司法協力者に対する行刑上の恩典付与の要件を変更した。すなわち、行刑法四条の二を改正し、[42] テロリズム目的犯罪、マフィア型組織関連犯罪、禁止薬物取引目的結社罪、恐喝目的監禁罪等による受刑者については、有罪判決の言渡の前後を問わず、「犯罪活動から更なる結果が生ずるのを回避するために尽力した」場合または「事実の再構成および犯罪行為者の特定・拘束のために決定的な証拠の収集において、警察機関または司法機関に具体的に協力した」場合を除いて、[43] 外部作業、恩典的休暇、拘禁代替処分を認めることを禁止した。同時に、司法協力者等保護法に一三条の三が追加され、特別保護プログラムに付せられた者に対しては、行刑上の恩典としての外部作業、恩典的休暇、拘禁代替処分が、行刑法に定める要件が充足されない場合であっても、同人の住居地の刑執行監督裁判所または裁判官[44]により、中央委員会の意見を聴いた上で、認められうることになった。

さらに、同暫定措置令は、刑事訴訟法施行・調整・経過規定に、保護プログラムまたは保護措置に付された司法協力者に対する尋問においては、裁判所（緊急の場合には、裁判長）は、職権または中央委員会の請求により、その保護のために必要な措置をとらなければならない旨定める一四七条の二を追加した。

(6) 一九九〇年代初頭に行われた以上のような組織犯罪対策あるいは司法協力者への恩典付与ないし保護に関する立法については、組織を離脱し、司法に協力した者に対する保護・支援や刑法上・行刑上の恩典付与の制度を整

備する一方で、司法に協力しない被疑者・被告人・受刑者に対しては、制裁等を厳格化している点にその特徴を見出すことができる。組織犯罪関与者に対して、司法への協力の有無による扱いの差異を強調するこのような政策は、「二重路線（doppio binario）」または「はさみ政策（politica criminale a forbici）」と呼ばれる。[45]

この「はさみ政策」の下で、とりわけ、組織犯罪による受刑者には、司法に協力することが施設外処遇を認めるための絶対的な条件とされた結果、[46]司法協力が強く促されることになった。また、司法機関も、司法協力を奨励するため、同制度の下で多くの司法協力者に行刑上の恩典を認めた。その結果、司法協力者の数のみならず、マフィア型組織犯罪に関する有罪判決の言渡し数は増加したが、[47]このようにして釈放された受刑者のなかには、犯罪組織とのつながりを断っていない者も含まれていたとされる。[48]

(7) このようにして成立した「司法協力者」制度に関しては、その後も、これを補完する立法がなされている。たとえば、一九九三年三月二九日暫定措置令第一一九号により、保護プログラムに付せられた者の身分変更の手続が整備され、一九九四年一一月二四日省令第六八七号により、保護プログラムの策定基準およびその実施方式に関してより詳細な規定が定められた。

さらに、一九九八年一月七日法律第一一号により、（一九九二年暫定措置令第三〇六号により新設された）刑事訴訟法施行・調整・経過規定一四七条の二が改正され、一定の要件の下で、保護措置・保護プログラムに付せられた司法協力者等の尋問を、「テレビ会議（videoconferenza）」による「遠隔尋問（esame a distanza）」方式により、すなわち、「尋問を受ける者が現在する場所にいる者の同時視認性を保証するような視聴覚接続を通じて」、遠隔的に行うことができるものとされた。

四　二〇〇一年法律第四五号による「司法協力者等保護法」の改正

(1)　イタリアにおいて、概略以上のような経緯を経て整備された「司法協力」制度は、一九八〇年代終わりから一九九〇年代初めにかけてのマフィア型組織犯罪と司法の対立激化を受けた緊急的あるいは実験的な措置として導入されたこともあり、間もなく次のような不都合が指摘されるようになる。[49]

第一に、司法協力者に対する行刑上の恩典付与が、特別保護プログラムの採用と結び付けられたことから、組織による報復等の危険が認められなくても、司法協力者が行刑上の恩典を得るためだけに特別保護プログラムの申請を行う例がしばしば見られた。反対に、安全確保の要請が低下したために保護プログラムが取り消された結果、司法協力者が本来であれば付与されるべき行刑上の恩典を享受できなくなるといった事態も生じていた。

第二に、「司法協力者」を特別保護プログラムに付すための要件が具体性および厳格性を欠いていたことから、同プログラムの適用が認められる事案が過度に増加した。また、中央委員会には、自律的な調査権限が十分に与えられていなかったため、同プラグラムの採否の決定にあたり、（対マフィア闘争調整高等弁務官の廃止[50]後、唯一の保護プログラム適用申請権者となった）地方検察庁検事正の指示に従わざるをえず、また、緊急措置の採用の要件たる危険性についても、（警察の要請に従って）その申請を行う検察庁の意見に従わざるをえなかった。

第三に、司法協力行為が行われるべき方法、期間等に関する規定を欠いていたため、重大犯罪に関する事実の暴露が、協力の開始から数か月、場合によっては数年にわたる沈黙を経て小出しに行われるといった事態（「割賦供述（dichiarazioni a rate）」）が生じていた。また、司法協力者が、同一の犯罪事実に関する他の司法協力（予定）者と接触した後に、供述を行うこと（「通謀供述（dichiarazioni concordate）」）の弊害も指摘されていた。

第四に、特別保護プログラム取消の要件が明確に法定されていなかったため、その判断が中央委員会の裁量に委ねられることになった。その結果、司法協力者が新たな犯罪や義務違反を犯した場合であっても、中央委員会には、その協力を必要とする司法機関からの要請に従って、あるいは、重大事件に関する訴訟に影響を与えることのないように、協力の重要性を考慮に入れて、事実上、義務違反等に対する責任を免除する権限を与えるに等しい事態が生じた。

第五に、司法協力者が重大犯罪により拘禁されている場合であっても、特別保護プログラム策定前の段階から、手続担当機関または刑執行監督裁判官のみの判断により、刑事施設とは異なる場所で拘禁され、また、保護プログラムに付された後は、行刑上の恩典が付与されうることになっていた。そのため、重大犯罪の犯人が、部分的にあるいは専ら釈放を目当てとして協力を開始することにより、その信用性が検討されるべき裁判が終結しないうちに比較的容易に自由を回復し、犯罪活動に復帰するといった事態がしばしば生じていた。

第六に、保護プログラムの適用対象として、自らも犯罪に加わっていた司法協力者（狭義の司法協力者）と、被害者、目撃者等の第三者的立場にある司法協力者を区別していなかった。

(2)　一九九一年暫定措置令第八号および第一五二号を中心として整備された「司法協力者」制度の下では、これらの制度的欠陥を背景として、司法協力者が、国家から保護ないし支援を得ている期間中に重大な犯罪に手を染める事例が現れ、また、同制度に対する犯罪組織の側の反応も、司法協力者やその家族に対する復讐から、捜査ないし裁判の撹乱を狙った虚偽の協力や供述の提供へと方針を変えつつあった。(51)

このような状況を受けて、とりわけ警察・司法関係者および世論からは改革の必要が繰り返し主張され、一九九七年三月一一日には、政府によって司法協力者等保護法の改正法案が提出されたが、同法案は、その後、多くの批

判および修正を受けたため、二〇〇一年二月一三日法律第四五号（「司法に協力する者の保護および制裁的取扱いに関する規定の改正および証言を提供する者に関する規則」）として成立するに至るまではさらに四年を要することになった。[52]

(3) 二〇〇一年法律第四五号は、司法協力者等保護法を全面的に改正するものではなく、新たな制度を導入しつつそれを修正するものであるが、その基本的目的は、「司法協力者」制度の実験的・応急的性格を除去することにあったとされる。[53] より具体的には、同改正は、次のような方針に従って行われた。[54]

第一に、狭義の「司法協力者（collaboratori di giustizia）」と「司法証人（testimoni di giustizia）」を区別し、それぞれに適用されうる保護・支援措置に差異を設けた。すなわち、新制度の下では、それについて情報ないし供述を提供する犯罪事実に関して、「専ら犯罪被害者、参考人または証人として手続に参加する者」で、予防処分の適用対象となっていない者を「司法証人」と名づけ、それ以外の（狭義の）「司法協力者」よりも、その対象事件、人的適用範囲、経済的支援措置等においてより広く手厚い特別保護措置・プログラムを用意したのである（一六条の二第二条、九条五項、一六条の三等）。

当時から、保護プログラムの適用対象となる狭義の「司法協力者」の数に比して、「司法証人」の数は少なくなることが予想されていたが、「司法証人」に対する独立の保護制度を設けることには、象徴的な意義があるとされた。すなわち、立法者は、犯罪社会に属する狭義の「司法協力者」と善良な市民である「司法証人」を区別した上で、後者については、市民的義務を果たすことによって生じる危険からより手厚く保護する姿勢を明確に示し、警察や司法に情報を提供することに対するおそれを取り除くことで、証言することが「暗闇の中の跳躍」となってしまっていることに起因する現在の「沈黙（omertà）」状態を打破しようとしたのである。

第二に、特別保護プログラムの適用数を抑制するため、司法協力者がさらされる危険度に応じた段階的な保護措置を整備するとともに、対象事件をはじめとする各保護措置の適用要件・手続を厳格化した。当時、司法協力者およびその親族等に対する保護プログラムの適用件数は五〇〇〇件を超えており、すでに制度の適正な運営が困難な「制度の破裂（implosione del sistema）」状態に達していた。そこで、立法者は、まず、司法証人および司法協力者の保護のためにとりうる手段を、通常の保護措置、特別保護措置、特別保護プログラム（の策定による特別保護措置の実施）の三類型に整理し、対象者がさらされる危険に応じて、段階的・補充的に適用されるものとした。くわえて、立法者は、狭義の「司法協力者」に特別保護措置・プログラムを適用する要件を厳格化し（九条二項～四項）、その判断権者である中央委員会に種々の調査権限を付与した（一〇条二項の四、一一条四項・五項、一三条二項・三項）。

第三に、特別保護措置の取消・変更の基準・手続を明確化した。すなわち、特別保護措置に付された者が履行すべき義務をより具体的に定めた上で（一二条）、その違反のうちいずれが当然に保護措置の取消理由となるか、あるいは、取消・変更の際に考慮に入れられるにとどまるかを明示した。また、特別保護措置については予め期間が指定され、中央委員会は、その期間毎に、対象者がさらされる危険の現在性・重大性、措置の十分性、対象者の態度・義務の遵守状況を考慮して、変更または取消の審査を行うものとされた（一三条の四）。

第四に、「割賦供述」ないし「通謀供述」を防止し、司法協力者の供述等の真実性および完全性を担保するための制度を導入した。具体的には、改正法は、司法協力者に、質問された事実・事情、重大かつ社会の危険に関する事実の再構成や犯人の特定・身柄確保のために有益な情報のすべてを協力意思の表明から一八〇日以内に共和国検事正に提供し、これらをすべて「協力内容調書」に記録することを義務づけ、これに対する違反があった場合には、

科刑上・行刑上の恩典付与や保護・支援は認められず、また、すでに認められている場合には取り消されるものとした（一六条の四、一六条の五、一六条の九）。また、司法協力者が他の司法協力者と面会ないし接触することも、原則として禁止された（一二条二項d号、一三条一四項）。

第五に、司法協力者の拘禁状態からの釈放のための条件を変更した。すなわち、重大犯罪の犯人が、協力を部分的に開始することにより、拘置所拘禁（勾留）や実刑を免れ、自由を享受するといった事態を回避するため、改正法は、まず、拘置所拘禁の取消または他の人的保全処分への変更を認めるためには、司法に協力しただけでは足りず、犯罪組織とのつながりを推認させる証拠がないこと、そして、特別保護措置に付されている者については、その義務を履行していることが確認されなければならないとした（一六条の八）。さらに、仮釈放、恩典的休暇、自宅等拘禁等の行刑上の恩典は、特別保護プログラムが適用されなくても、協力の重要性および改心が認められ、組織犯罪等との関係の存続を認めるに足りる資料が存在しない司法協力者には、刑法または行刑法が定める要件充足の有無にかかわらず、しかし、恩典的休暇を除き、有期懲役の場合には刑期の四分の一が、無期懲役の場合には一〇年間が経過した後にのみ、付与されうることになった（一六条の九）。

(4) このように、二〇〇一年法律第四五号は、一九九一年暫定措置令第八号によって応急措置的・実験的に導入された「司法協力者」制度について指摘されていた様々な問題に対して一定の解決案を示し、[55] 制度の基本的枠組を完成させた。同制度については、その後、司法協力者・司法証人の保護・支援制度の具体的な実施方式を定める二〇〇四年四月二三日内務省令第一六一号にしたがって、運用が積み重ねられている。

イタリアにおいては、同制度の運用の状況、あるいは、「司法協力者」または「司法証人」から得られた情報や供述の刑事手続における取り扱い等についても議論があるが、これらについては、機会を改めて紹介・検討するこ

とにしたい。

（1） 現行「司法協力者」制度の概要については、松田岳士「イタリアにおける『司法協力者』制度」椎橋隆幸先生古稀記念論文集『新時代の刑事法学上巻』（信山社、二〇一六年）五九九頁以下参照。

（2） なお、マフィアの「改悛者」として後述のファルコーネ司法官に協力したことで有名なトマーゾ・ブシェッタ（Tommaso Buscetta）（森下忠「世紀のマフィア大裁判」判例時報一三三六号（一九九〇年）三八頁、谷口清作「国際警察治安事情2――イタリア・マフィアは克服されたか」捜査研究六〇三号（二〇〇二年）三七頁、シルヴィオ・ピエルサンティ〔朝田今日子訳〕『イタリア・マフィア』（ちくま新書、二〇〇七年）九一頁以下等参照）は、一九八四年にアメリカ合衆国に移送され、同国のマフィアに関する情報提供と引き換えに同国の法制の下で保護されているが（当時のイタリアにおいては、まだ「司法協力者」保護の制度は整備されていなかった）、このことは、後のイタリアにおける「司法協力者」制度の構築に大きな影響を与えたとされる。

（3） S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, in A. Dino (a cura di), *Pentiti, i collaboratori di giustizia, le istituzioni, l'opinione pubblica*, Donzelli, 2006, 4.

（4） S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 4.

（5） 一九三〇年一〇月一九日王令（regio decreto）第一三九八号。

（6） S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 4 ss.

（7） S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 5.

（8） その代表例として、一九七八年に、アルド・モーロ（Aldo Moro）元首相が極左組織「赤い旅団（Brigate Rosse）」により誘拐・殺害された事件が挙げられる。

（9） イタリア刑法六〇五条一項は、「人の自由を奪った者は、六月以上八年以下の懲役に処する」とするのに対し、六三〇条一項は、「自己または他人のために、身代金として不当な利益を得るために人を監禁した者は、二五年以上三〇年以下の懲役に処する」と定める。

（10） F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia alla luce della legge 13 febbraio 2001, n. 45*, Giappi-

chelli, 2002, 38. その後、テロリズム的犯罪組織からの離脱者に対する恩典付与の制度は、一九八七年二月一八日法律第三四号により補完されている。

(11) F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 36は、テロリスト「改悛者」の代表例として、「労働者武装革命戦線（Fronte Armato Rivoluzionario Operaio）」のカルロ・フィオローニ（Carlo Fioroni）と「赤い旅団」のパトリツィオ・ペーチ（Patrizio Peci）を挙げる。

(12) 著名なテレビ番組司会者エンツォ・トルトラ（Enzo Tortora）が、犯罪組織カモッラの構成員により違法薬物取引の共犯者として名指しされたことから、一九八三年六月一七日に逮捕され、第一審において有罪を言い渡されたが、控訴審および上告審において無罪とされた事件。

(13) S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 5 ss. テロリズム犯罪における「改悛」の特徴については、そのほか、F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 35 ss. を参照。

(14) F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 12.

(15) 「対マフィア闘争調整高等弁務官」は、一九八二年九月三日にパレルモにおいてカルロ・アルベルト・ダッラ・キエーザ（Carlo Alberto Dalla Chiesa）知事とその夫人らがマフィアにより殺害された事件をきっかけに、同年九月六日暫定措置第六二九号（一九八二年一〇月一二日法律第七二六号に転換）により設置された機関である（なお、同事件後には、一九八二年九月一三日法律第六四六号により、刑法に、マフィア型犯罪結社罪に関する四一六条の二が新設されてもいる）。同機関は、一九八八年九月二五日にマフィアによりアントニーノ・サエタ（Antonino Saetta）判事がその息子とともに殺害された事件をきっかけとして成立した同年一一月一五日法律第四八六号によりその権限が拡張されたが、一九九一年一〇月二九日暫定措置令第三四五号により廃止されることになった（一九九三年以降、その職務は、対マフィア捜査局長（*Direttore della Direzione investigativa antimafia*）に引き継がれることとなった）。

(16) F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 39.

(17) R. Alfonso, *La gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, in *Quaderni del Consiglio Superiore della Magistratura*, n. 99, II, 〈http://www.csm.it/pages/quaderni.html〉, 1998, 1 ss; F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 12 ss.

(18) R. Alfonso, *La gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, cit., 1. 当時においても、マフィア型組織犯罪の司法協力者に対して恩典や保護を与えることを内容とする数多くの法案が作成されてはいたが、反改悛者制度キャンペーンが浸透していた社会状況の下で、日の目を見るには至らなかった（F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 39 ss.）。

(19) R. Alfonso, *La gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, cit., 2; F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 39 ss.

(20) 一九九〇年九月二一日、ロザリオ・リヴァティーノ判事が、マフィアにより殺害された事件。

(21) S. Ardita, *La nuova legge sui collaboratori e sui testimoni di giustizia*, in *Cass. pen.*, 2001, 1698.

(22) ジョヴァンニ・ファルコーネは、後述のパオロ・ボルセリーノとともに、マフィアとの闘争の歴史において最も重要な役割を果たした司法官とされる。

(23) ファルコーネ判事は、一九九二年五月一三日、その夫人と三人の護衛とともにマフィアにより爆殺され（竹山博英「爆弾テロで国家を揺さぶるマフィア」世界週報七三巻二七号（一九九二年）四〇頁参照）、ボルセリーノ判事は、同年七月一九日、五人の護衛とともにマフィアにより爆殺された。

(24) 同暫定措置令には、現行刑事訴訟法の基本構造に関する重要な規定の改正も含まれていた。その内容については、松田岳士『イタリアにおける刑事手続改革と参審制度』（大阪大学出版会、二〇一五年）七七頁以下を参照。

(25) S. Ardita, *La nuova legge sui collaboratori e sui testimoni di giustizia*, cit., 1698.

(26) もっとも、これらの制度の適用事例は少なかった（R. Alfonso, *Le gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, cit., 5 ss.）。

(27) 立法者は、司法協力者に対して行刑上の恩典を付与することは、刑罰の教育目的の観点から説明しやすいこともあり、科刑上の恩典の付与よりも問題が少ないと考えたとの指摘もある（S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 9）。

(28) 刑事訴訟法は、人的保全処分として、拘置所拘禁のほか、出国禁止、司法警察への義務的出頭、一定の場所への住居禁止・義務、自宅監禁等の処分を用意しており、通常犯罪の被疑者・被告人については、拘置所拘禁を最終手段として、保全要請の性質および程度に応じた処分を選択すべき旨定めるが（松田岳士「刑事手続における訴訟行為の再現可能性につい

て」刑法雑誌四四巻二号（二〇〇五年）一七五頁）、一九九一年暫定措置令第一五二号は、マフィア型組織犯罪等の被疑者・被告人に対しては、最初から拘置所拘禁が選択されるものとした（刑訴法二七五条三項）。

(29) 「外部作業」とは、行刑法二一条により認められる刑事施設外における作業である。同法四条の二第一項が列挙する組織犯罪等による受刑者については、有期懲役の場合には刑期の三分の一または五年のうち長い方が、無期懲役の場合には一〇年間が経過した後でなければ、認められないものとされた。

(30) 「恩典的休暇」とは、行刑法三〇条の三により、受刑者の情動的・文化的関心および仕事への関心を深めるために、一度につき一五日以内（年間四五日以内）の範囲内で認められる休暇である。同法四条の二第一項が列挙する組織犯罪等による受刑者については、有期懲役の場合には刑期の二分の一または一〇年のうち長い方が、無期懲役の場合には一〇年が経過した後でなければ、認められないものとされた。

(31) 「拘禁代替処分」には、「試験的社会奉仕命令（affidamento in prova al servizio sociale）」「治療プログラム開始・実施目的試験的社会奉仕命令（affidamento in prova al servizio sociale per iniziare o proseguire un programma terapeutico）」、「半自由（semiliberta）」等がある。このうち、「半自由」は、行刑法四条の二第一項が列挙する組織犯罪等による受刑者については、有期懲役の場合には刑期の三分の二が、無期懲役の場合には二〇年が経過した後でなければ、認められないものとされた。

(32) 司法協力行為の認定は、刑執行監督裁判所により行われる（行刑法五八条の三第二項）。

(33) S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 9 ss.

(34) 無期懲役の場合は、いずれにしても、二六年が経過しなければ、仮釈放は認められない（刑法一七六条三項）。

(35) F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 47.

(36) F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 45は、その範は、アメリカ合衆国の「証人安全プログラム（witness security program）」に求められたとする。

(37) 一九九一年暫定措置令第八号は、その第一章に恐喝目的監禁罪に関する規定が置かれていることから明らかであるように、当初は、テロリズム犯罪対策を主に念頭に置いて定められた（F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 35）。

(38) 前掲注（28）参照。

(39) 刑事訴訟法三八〇条は、短期五年以上かつ長期二〇年以上の懲役刑に当たる故意の既遂または未遂の罪のほか（一項）、禁止薬物等製造・取引等の罪、テロリズム・憲法体制を転覆する目的で行われる罪、マフィア型結社関連犯罪等について、現行犯逮捕を必要的としている。

(40) 保護・支援措置の内容やプログラムの作成基準・実施方法等は、内務省が、秩序・公安国家委員会および中央委員会の意見を聴き、司法省の合意を得た上で、省令により決定する（一〇条三項）

(41) F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 52.

(42) 同時に、行刑法四条の二の見出しも、「一定の犯罪による受刑者の社会的危険性の確認」から「恩典付与の禁止および一定の犯罪による受刑者の社会的危険性の確認」に変更されている。

(43) 上述のとおり、この場合には、他の通常犯罪の受刑者と同じ条件で施設外処遇が認められうることになるため（五八条の三第一項）、この改正の結果、組織犯罪による受刑者に行刑上の恩典付与を認める条件として、通常犯罪の場合よりも長い刑期の経過を求めること（三(3)参照）の意味は失われることとなった（S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 10）。

(44) 「特別保護プログラムに付された者が住所を有する場所」については、実務上、中央委員会が設置されるローマを意味するものと解されている（R. Alfonso, *La gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, cit., 60 ss.）。

(45) R. Alfonso, *La gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, cit., 3; F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 46; S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 7.

(46) 立法者が、司法協力の奨励策として行刑上の恩典付与を選んだ背景には、司法協力者に対して科刑上の恩典、とりわけ刑の免除を認めることに対する当時の学説による批判を回避する狙いがあったとされる（S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 10）。

(47) R. Alfonso, *La gestione processuale dei collaboratori di giustizia*, cit., 2.

(48) S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 10 ss.

(49) P. Grasso, *Il sistema di protezione dei collaboratori di giustizia. Situazione attuale e prospettive di modifica*, in *Quaderni del Consiglio Superiore della Magistratura*, n. 99, II, 〈http://www.csm.it/pages/quaderni.html〉, 1998, 1 ss.; S. Ardita, *La nuova legge sui collaboratori e sui testimoni di giustizia*, cit., 1699; S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 11 ss.

(50) 前掲注（15）参照。

(51) S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 12.

(52) S. Ardita, *La nuova legge sui collaboratori e sui testimoni di giustizia*, cit., 1698; P. L. Vigna - R. Alfonso, *Lineamenti della legge sui collaboratori di giustizia*, in P. Tonini (a cura di), *Giusto processo. Nuove norme sulla formazione e valutazione della prova*, Giuffrè, 2001, 97.

(53) S. Ardita, *La nuova legge sui collaboratori e sui testimoni di giustizia*, cit., 1698.

(54) 二〇〇一年法律第四五号による改正後の司法協力者等保護法の内容の紹介については、松田・前掲注（1）に譲り、本稿においては、同法律による主要な改正点を列挙するにとどめる。以下、改正点に関する記述については、S. Ardita, *La nuova legge sui collaboratori e sui testimoni di giustizia*, cit., 1700 ss.; P. L. Vigna - R. Alfonso, *Lineamenti della legge sui collaboratori di giustizia*, cit., 99 ss.; F. Sassano, *La nuova disciplina sulla collaborazione di giustizia*, cit., 79 ss.; S. Riolo, *La legislazione premiale antimafia*, cit., 11 ss. を参照。

(55) 二〇〇一年法律第四五号による改正点は、本文中に列挙したものにとどまらない。その内容については、松田・前掲注（1）を参照。

＊ 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（C）「『証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度』と証拠法」（平成二八～三一年度）の研究成果の一部である。